

## 宇治市地域活動支援センター事業 実施概要（平成23年度）

### 1 目的

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援（以下、「支援」という。）を行う

### 2 施設の種類（H23.4.1現在）

宇治市地域活動支援センター 型 … むすび、京都市の地域活動支援センター（3か所）  
その他施設（宇治市） … 宇治市社会福祉協議会  
その他施設（京田辺市） … 山城地域活動支援センター

### 2 対象者

宇治市内に居住地を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち、就労することが困難若しくは他の日中活動サービスを利用していない者で支援が必要と認められるもの

### 3 利用者負担・報酬の支払方法等

地域活動支援センター事業は、利用者と事業者の個別契約によるサービス提供に対し、別に定める基準の範囲内で、利用者へ費用の給付を行う事業とする。

サービスの利用を希望するものに対し利用者証を交付する。

利用者に対し、サービスを提供した事業者は利用者からサービス提供にかかった費用に基づく利用者負担を徴収し、サービス提供にかかった費用と利用者負担との差額については、代理受領方式により市に請求するものとする（**代理受領委任状の提出が必要**）。市は当該請求に基づき、事業者に費用を支払う。

利用者負担はサービス提供にかかった費用の10%とする。ただし、[平成24年3月末までは激変緩和措置として2.5%の利用者負担とする。](#)

[（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は無料、障害児世帯は1.2%に軽減）](#)

登録事業者が次の各号のすべてに該当し、かつ地域活動支援センター 型に該当すると認められるときは、その利用者の利用料を減免することができる。

- （1）開所日数が年間240日以上であること。
- （2）1日の開所時間が原則として7時間以上であること。
- （3）小規模作業所としての運営実績が5年以上あること。

前項の規定に関わらず、京都府障害者共同作業所入所訓練事業費補助金対象事業から移行した宇治市外の地域活動支援センターの利用料については、当該市町村の利用料の算定方法により算定するものとする。